

議案第 8 1 号

子どもに対する医療費の助成に係る対象年齢の拡充等に伴う福祉医療費の助成に関する条例の整備に関する条例の制定について

子どもに対する医療費の助成に係る対象年齢の拡充等に伴う福祉医療費の助成に関する条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

子ども医療費助成制度における助成対象年齢を拡充するとともに、重度障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度における入院時食事療養費の助成の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

子どもに対する医療費の助成に係る対象年齢の拡充等に伴う福祉医療費の助成に関する条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を削り、同条第 3 項中「健康保険法」の次に「(大正 11 年法律第 70 号)」を加える。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「課税世帯」を「18 歳未満の対象者及び 18 歳に達した日から、その日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある対象者に係るものに限り、課税世帯」に改める。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

第 5 条第 1 項中「保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者」を加える。

第 8 条第 1 項中「受給者の保護者」の次に「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新重度障害者医療条例」という。)第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の食事療養及び生活療養に係る給付について適用し、施行日前の食事療養及び生活療養に係る給付については、なお従前の例による。

3 新重度障害者医療条例第 4 条第 1 項の規定は、施行日以後に新たに新重度障害者医療条例第 2 条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者の食事療養及び生活療養に係る給付(精神病床への入院に係る食事療養又は生活療養の給付にあつては、施行日の前日において、福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 29 年羽曳野市条例第 28 号)附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によるものとされている者に対する給付に限る。)については、新重度障害者医療条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 10 月 31 日までは、なお従前の例による。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第 2 条の規定による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭医療条例」という。)第 5 条第 1 項の規定は、施行日以後の入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るものの給付について適用し、施行日前の入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るものの給付については、なお従前の例による。

5 新ひとり親家庭医療条例第 5 条第 1 項の規定は、施行日以後に新たに新ひとり親家庭医療条例第 3 条に規定する対象者となる者について適用し、施行日前に係る対象者の入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るものの給付(精神病床への入院に係る食事療養又は生活療養の給付にあつては、施行日の前日において、福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によるものとされている者に対する給付に限る。)については、新ひとり親家庭医療条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 10 月 31 日までは、なお従前の例による。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第 3 条の規定による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療条例」という。)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 7 施行日以後に新たに新子ども医療条例第 3 条に規定する対象者となる者に対する新子ども医療条例第 5 条及び第 12 条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新子ども医療条例の規定の例により行うことができる。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことにより行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。<u>ただし、対象者が、低所得者その他の規則で定める者に該当する場合には、当該療養に要する費用の額に、食事療養又は生活療養に係る費用(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を超える部分に係るものを除く。)の額を加えて、当該助成を行うものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に支払うことにより行う。ただし、次条第1項の申請のあった日から同条第2項の規定による医療証の交付があった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する</p>	<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する</p>

<p>条例</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第 5 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(18歳未満の対象者及び 18 歳に達した日から、その日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある対象者に係るもの)に限り、課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。)。以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>18 歳</u>に達する日以後における最初の 3 月末日までの者をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (医療証の申請)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>	<p>条例</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第 5 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。)。以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p> <p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>15 歳</u>に達する日以後における最初の 3 月末日までの者をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (医療証の申請)</p> <p>第 5 条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p>
---	--

<p>2 省略</p> <p>第6条・第7条 省略 (届出義務)</p> <p>第8条 受給者の保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>2 省略</p> <p>第6条・第7条 省略 (届出義務)</p> <p>第8条 受給者の保護者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 省略 以下省略</p>
---	---